

平成 18 年度福岡県一般会計予算

平成18年度福岡県の一般会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $1,512,112,290$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。 （債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表債務負担行為」による。
（地 方 債）
第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表地方債」による。
（一時借入金）
第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，200，000， 000 千円と定める。
（歳出予算の流用）
第5条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）各項に計上した給料，職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合 における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年3月27日議決












| 事 項 |  | 限 度 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 同和地区農家農業経営改善資金の債務保証を行う福岡県農業信用基金協会に対する損失補償 |  |  | 60，000千円 |
| 畜産経営環境調和推進資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 200， 000 千円 | 10，008千円 |
| 特定農産加工業体質強化資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 200，000千円 | 7，931千円 |
| 中山間地域活性化資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 300，000千円 | 11，620千円 |
| 農業経営体育成資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 $2,700,000$ 千円 | 76，227千円 |
| 農家負担軽減支援特別資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 500，000千円 | 49，715千円 |
| 農業災害対策資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 300， 000 千円 | 6，157千円 |
| 農業災害対策資金損失補償 |  |  | 3，000千円 |
| 大家畜経営再建支援資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 300， 000 千円 | 4，712千円 |
| 養豚経営再建支援資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 50，000千円 | 626千円 |
| 農地保有合理化促進特別事業損失補償 |  |  | 620，814千円 |
| 漁業近代化資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 $1,200,000$ 千円 | 88，430千円 |
| 漁業経営安定資金利子補給 |  | ただし，平成18年度利子補給対象融資限度額 12,400 千円 | 230 千円 |







平成 18 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 21,535 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決


平成18年度福岡県公債管理特別会計予算

平成18年度福岡県公債管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $279,497,522$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決


平成 18 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 198， 007 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



平成18年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成18年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $1,040,218$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



平成18年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成18年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 14,373 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決


平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 490， 943 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。
（地 方 債）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

平成18年3月27日議決




平成18年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

平成18年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 424,911 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。
（地 方 債）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第 2 表地方債」による。

平成18年3月27日議決




平成18年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 154,662 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



平成18年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 125,370 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $3,741,106$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 50,238 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決


平成18年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成18年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 12，752， 379 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。 （継 続 費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は，「第 2 表継続費」による。
（地 方 債）
第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表地方債」による。

平成18年3月27日議決











## 平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $5,249,060$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。 （地 方 債）

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第 2 表地方債」による。

平成18年3月27日議決




平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 27，016， 066 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。 （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表債務負担行為」による。 （地 方 債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表地方債」による。

平成18年3月27日議決









平成18年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成18年度福岡県住宅管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 6，897， 610 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「別表歳入歳出予算」による。

平成18年3月27日議決



## 平成18年度福岡県病院事業会計予算

（総 則）
第1条 平成18年度福岡県病院事業会計の予算は，次に定めるところによる。

## （業務の予定量）

第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）病 床 数

410 床 結核病床
300 床

50 床）
（2）患 者 延 人 員
（入院患者
178，485 人 外来患者
164， 640 人）
（3）一日平均患者数
（入院患者
489 人
外来患者
560 人）
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収
入
第1款 病院事業収益
第1項 医 業 収 益
第 2 項 医 業 外 収 益
第3項 特 別 利 益

6，910， 821 千円
$5,177,514$ 千円
1，399， 346 千円
333， 961 千円


## （一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は，2，000，000千円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
第3条 支 出
第1款 病 院 事 業 費
第1項 医 業 費 用
第2項 医 業 外 費 用
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第 7 条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職 員 給 与 費
3，014， 352 千円
（2）交 際 費

$$
300 \text { 千円 }
$$

（他会計からの補助金）
第 8 条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，221， 047 千円である。 （たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は，966， 261 千円と定める。


## 平成18年度福岡県電気事業会計予算

（総 則）
第 1 条 平成 18 年度福岡県電気事業会計の予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第 2 条 業務の予定量は，次のとおりとする。
目標供給電力量 $48,826,000$ キロワット時
（収益的収入及び支出）
第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収
入
第 1 款 電気事業収益
480， 415 千円
第1項 営 業 収 益
第2項 財 務 収 益
476， 959 千円
2， 155 千円
第3項 事 業 外 収 益
1，301 千円
支
出
第1款 電 気 事 業 費
459， 123 千円
第1項 営 業 費 用
433， 600 千円

| 第 2 項 | 財 | 務 | 費 | 用 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 第 3 項 | 事 | 業 | 外 費 | 用 |
| 第 4 項 | 予 | 備 | 費 | 6,484 千円 |

（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
156， 827 千円は過年度分損益勘定留保資金 150,761 千円及び繰越利益剰余金処分額 6,066 千円で補てんするものとす る。）。

収 入
第1款 資 本 的 収 入
支 出
第1款 資 本 的 支 出
156， 827 千円
第1項 建 設 改 良 費
145， 761 千円
第2項 企業債償還金
6， 066 千円
第3項 予 備 費
（一時借入金）
第 5 条 一時借入金の限度額は，20， 000 千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第 6 条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職員給与費
（2）交 際 費
160， 668 千円
330 千円
（たな卸資産購入限度額）
第 7 条 たな卸資産の購入限度額は，1，000 千円と定める。

平成18年3月27日議決

## 平成18年度福岡県工業用水道事業会計予算

（総 則）
第1条 平成18年度福岡県工業用水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第 2 条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）給水事業所数 52 事業所
（2）総 給 水 量 40，658，800立方メートル
（3）一日平均給水量 111，700立方メートル
（収益的収入及び支出）
第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。


支 出
第1款 工業用水道事業費
1，517， 857 千円



## （一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は，197，000 千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第7条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職 員 給 与 費
（2）交 際 費
（たな卸資産購入限度額）
第 8 条 たな卸資産の購入限度額は，7，000 千円と定める。

平成18年3月27日議決

## 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計予算

（総 則）
第1条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）白石地区臨海工業用地造成事業 土地造成 365，000平方メートル
（2）豊前東部内陸部工業用地造成事業 土地造成 43，000平方メートル
（3）前原IC南内陸部工業用地造成事業 土地造成 234，000平方メートル
（4）磯光内陸部工業用地造成事業 土地造成 248，000平方メートル
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収 入

第1款 造成事業収益
第1項 営 業 外 収 益

430 千円
430 千円

支
出

第1款 造 成 事 業 費

```
第1項 営 業 費 用
                                    49,440 千円
第2項 営 業 外 費 用
                                    25 千円
（資本的収入及び支出）
```

第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 538， 239 千円は繰越利益剰余金処分額 538， 239 千円で補てんするものとする。）。
収 入

第1款 資 本 的 収 入
第1項 工業用地造成事業収入
第2項 企 業 債
第3項 他会計借入金

入
5，158， 015 千円
15 千円
2，758， 000 千円
$2,400,000$ 千円

5，696， 254 千円
3，296， 254 千円
2，400， 000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は，49，000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第7条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のらち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職 員 給 与 費
（2）交 際 費

> 111,920 千円
> 713 千円
（重要な資産の取得及び処分）
第8条 重要な資産の取得及び処分は，次のとおりとする。

| 区 分 | 種 類 | 名 称 | 数 量 | 処分の態様 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 取得する資産 | 土 地 | 内陸工業用地前原市大字東，富 | $\begin{array}{r} \text { 平放一トル } \\ 234,000 \end{array}$ |  |
|  | 土 地 | 内陸工業用地宮若市磯光 | $\begin{gathered} \text { 平放一トル } \\ 248,000 \end{gathered}$ |  |
| 2 処分する資産 | 土 地 | 臨海工業用地京都郡苅田町大字与原字白石 | $\begin{gathered} \text { 平放メート } \\ 43,000 \end{gathered}$ | 売 払 い |

平成18年3月27日議決


